

研究ノート

フランスにおける暴動 ——都市暴力・若者・セキュリティ政策

今野 健一
高橋 早苗

はじめに

2005年10月末から11月半ばにかけて、パリの郊外を中心にフランス全土で、大規模な「暴動」(émeutes)が起こった。4人の死者と多数の負傷者、およそ1万台の自家用車への放火、その他膨大な物的損害¹をもたらし、外国メディアからは〈内戦〉とまで(かなり大げさに)表現された。ただ、この現象の社会的意味を見定めることは、実はそれほど容易なことではない。

暴動の発火点となった大都市「郊外」(banlieues)のフランス的特質や、郊外の大規模公営団地(シテ [cité])に住まう移民出身の住民たちの来歴と生活の現状、〈平時〉でも1日に90台以上もの車が放火される²という「都市暴力」(violences urbaines)と今回のような「暴動」の原因と特質、さらに、「郊外」の〈社会的困難を抱えた地区〉(quartiers sensibles)³でしばしば若者と衝突する治安部隊(警察・憲兵隊)の運用を中心とするセキュリティの法政策の特質などを考察の俎上に載せる必要がある。問題は多岐にわたり、それぞれが深刻である。

本稿では、今回の「暴動」の発生の経緯と事態の推移をフランスの新聞等の報道から再構成した上で、「暴動」に潜む問題事象の幾つかの側面(郊外における若者の都市暴力と移民問題、政府による犯罪予防・治安対策の変遷と特質)につき、限定的ではあるが検討を加え、現時点におけ

る我々なりの問題状況の図式化を試みたい。

1. 「暴動」の発生と展開

(1) 発端

今回の暴動は、2005年10月27日の夕方、パリ北東の郊外に位置するClichy-sous-Boisで起こった、2人のアフリカ系少年の感電死に起因する。当局の発表によれば、この事件は次のようにして起こった[*Le Monde* 29/10/2005, 30・31/10/2005, 5/11/2005 etc.]。その日の午後5時過ぎ、Clichyの隣町Livry-Garganで、工事現場のバラックに押し入ろうとしていた若者グループが、通報によって駆けつけた警察官に不審尋問を受けた。6人が身元を調べるため警察署に連行された(後に全員釈放)が、3人の若者が逃走した。3人は現場から数百メートル離れた変電所に逃げ込んだが、2人の少年が感電死し、残る1人も重傷を負った⁴。当局は一貫して、警察による追跡を否定する。ClichyのあるSeine-Saint-Denis県の県都Bobignyの検察官は、〈死亡した少年らは、警察に追われてはいなかったのに追われていると思って変電所に逃げ込んだのだ〉と述べている。

当局の立場は、不審尋問を受けた若者たちの行動の違法性(の嫌疑)を前提としている。しかし、Clichy-sous-BoisのHLM(低家賃高層住宅)の住民の間では、全く別の見方も出されていた。つまり、9人の少年たちは、変電所の近くでサッカーをしていて、何も悪いことをしていなかったが、身分証明書を携帯していなかった少年が警察を見て恐怖を感じて逃げ出した、というものである⁵[*Figaro* 29・30/10/2005]。2人の少年が命を落としたこの重大な事故の真相は、どこにあるのだろうか。警察の説明に納得しない2少年の遺族は、この感電事故死の真相究明を司法の手に委ねることにした。遺族の弁護士が言うように、問題なのは「なぜ、落ち度のない3人の若者が、致命的な危険に身を曝すほどにパニックに

陥ったのか」という点である [Le Monde 2/11/2005]。

(2) 展開

2人の少年が感電死した後、若者たちが車に放火し、建物や器物を破壊し始める。この夜、Clichy-sous-Boisと隣町のMontfermeilで15台の車に火が放たれた [Le Monde 29/10/2005]。これ以後、騒乱は各地に飛び火し、最後はフランス全土を覆うまでになる。ほぼ3週間にわたって続く「暴動」の幕開けである。

10月27日夜から29日夜にかけて、およそ400人の若者が、Clichyに投入された300人以上の共和国治安機動隊 (CRS) および機動憲兵隊と衝突した [Le Monde 30・31/10/2005]。30日夜には、Clichyのイスラム教モスクにCRSの催涙ガス弾が打ち込まれる事件が起こる。この事件に怒った若者たちは、車やゴミ箱に放火し、消防士や治安部隊に石などを投げつけた。これに対して、増援された治安部隊は、「暴徒」の鎮圧のためにフラッシュボール (flash-balls) を繰り返し使用した [Le Monde 2/11/2005]。

放火や破壊行為などの都市暴力は、次第に他の地域へと「感染」してゆく。11月1日から2日夜にかけては、最初の事件が起こったClichy-sous-BoisとMontfermeilで事件後初めて平穏さを取り戻した。その代わり、暴力はSeine-Saint-Denis県の他の地域やイルド-フランスに移動・拡大する [Le Monde 3/11/2005]。3日から4日には、少なくとも600台の車が放火された。イルド-フランスで集計された放火件数 (500台以上) は、前夜 (315台) と比べて明らかな増加を示した [Le Monde 5/11/2005]。4日から5日にかけて、フランス全土で754台の車が放火され (パリ地域で563台、地方で191台)、203人が不審尋問を受ける [Le Monde 6・7/11/2005]。

11月5日夜には1,295台の車が焼かれたが、6日夜から7日にかけて

は1,408台の車両が放火された。騒乱は5日に地方で急速に展開し、6日(日曜日)に爆発する(逆に暴力はイルド-フランスで顕著に減少する)。34人の警察官が負傷し、うち2人はショットガンによる銃撃を受けた。また、自家用車やバス等の車両のほかに、学校教育施設(幼稚園・保育園・小学校)や商業施設、薬局、教会・司祭館、さらに警察派出所や社会福祉センター、保税倉庫等も、暴力の標的とされた [Le Monde 8/11/2005]。日曜夜から月曜の放火車両数1,400台以上と不審尋問395人というのは、10月27日の暴動発生以後、最悪の数字である [Figaro 8/11/2005]。

(3) 緊急事態

政府は、この事態にどのように対応しようとしたらうか。国内治安の担当責任大臣である内務大臣のニコラ・サルコジ(Nicolas Sarkozy)は、「暴動」に対して断固とした態度をとることを表明し、その方針を堅持する。10月30日夜のテレビの報道番組に出演した際には、都市暴力に対する「ゼロ・トレランス」(tolérance zéro)の態度を称賛していた。内相の強硬姿勢は、野党である左翼から厳しく批判される。2002年以来の国内治安対策に関して、サルコジの〈失敗〉を指弾する声が多く聞かれるが、その好戦的・挑発的な言動にも批判が集まる。

政府内部でも懸念された内相の〈挑発〉は、今回の暴動の以前に既に問題化していた。彼は、今回の事件直前の10月25日にパリ北郊の町Argenteuilを訪れた際に、「社会のクズ」(racaille)という言葉を用いて、シテの若者を挑発していた [Le Monde 1/11/2005]。政府の治安対策や移民政策、都市問題への対応には多くの問題が指摘されているが、フランス社会に根を張る人種差別の存在も、「郊外」の「暴動」を考える上では相当に深刻である。人種差別に日常的に苛まれる郊外の若者たちが、サルコジから「社会のクズ」呼ばわりされて抱く怒り・憎しみの感情が、

今回の暴力の度合いを強めたという見方もできる⁶。

内相の強気な態度は変わらなかったが、暴力がフランス全土に波及するなど、事態は深刻さを増した。政府の態度に注目が集まっていたが、11月6日、シラク（Chirac）大統領が騒乱の発生後初めて国民向けの短い演説を行った。大統領は、国内治安評議会の開催後、会見を行い、「治安と公序の再建」を絶対的な優先事項と位置づけた [*Le Monde* 8/11/2005]。翌7日夜には、ドヴィルパン（de Villepin）首相が緊急対応策をテレビで発表する。彼の発言の3分の2は断固とした治安対策（夜間外出禁止令の呼びかけと現場への治安部隊の増強）に割かれたが、 [*Figaro* 8/11/2005] によれば、これは「暴動と準内戦（quasi-guerre civile）のイメージで不安に陥っているフランス人を安心させようとする」ものであった⁷。

ドヴィルパンは、8日に開かれた閣議の決定を経て、より重大な政治的選択を行う。すなわち、1955年4月3日の法律に従い、「緊急事態」（état d'urgence）を宣言するのである。1955年の緊急事態法は、アルジェリア紛争の際、そのために設けられた法律で、その後は、1984～85年のニューカレドニア危機の際に用いられただけである。この宣言により、行政警察の権限の拡大と公的自由の大幅な制限が認められることになり⁸、政府としては、軍隊こそ投入していないものの、かなり例外的な手法を選択したことになる。政府内部や首相側近の間でも、この選択は驚きをもって迎えられた。しかし、ドヴィルパンにとっては、郊外における暴力の悪化は、このような〈ショック療法〉を必要としていた [*Le Monde* 9/11/2005]。

(4) 沈静化

「緊急事態」宣言に対して、左翼は一致した批判的態度をとることができない。左右を問わず地方公共団体の首長の多くは夜間外出禁止令に否

定的・消極的であるが、政府の断固とした態度は、世論によって受け入れられるように見える。11月9日の*Le Parisien-Aujourd'hui*誌のためのCSAによる世論調査では、フランス人の73%が夜間外出禁止令に好意的という結果が出た [*Le Monde* 10/11/2005]。緊急事態については、11月15日に、1955年法の規定に従い、その適用期間を3ヶ月間延長する法律が可決された。

サルコジ内相は、9日、暴動に参加して有罪判決を受けたすべての外国人（正規の滞在資格を有する者を含む）を国外追放するよう知事に要求する方針を、国民議会で明らかにする⁹。また、10日のテレビ番組に出演した内相は、郊外で暴れる若者を指して「社会のクズ」、「ゴロつき」(voyous)という言葉を用いたことを「後悔しない」と述べ、騒乱の沈静化傾向を背景に意気軒昂なところを示した [*Figaro* 11/11/2005]。

緊急事態法に基づく夜間外出禁止令は7県の40市町村に布告された。その効果は顕著で、これを導入した地域では暴力の急速な沈静化が確認されたという [*Figaro* 14/11/2005]。もちろん、増援治安部隊の大規模な投入や、地域住民による自警活動、イスラム教のイマーム（導師）による平静の呼びかけ等が、事態の沈静化に影響したであろう。11月16～17日には、フランス全土でほぼ騒乱は鎮まったと見られる。

(5) メディアが伝えた「暴動」

今回、暴動の経緯を調べるにあたり、フランスの日刊紙、特に*Le Monde*と*Figaro*を参照した。両紙とも、10月29日から社会面で2少年の感電死事故とその後の騒乱の様子を大きく取り上げている。暴動の展開に伴い、記事の内容も、(中央・地方の)政治世界の反応や「郊外」の問題に着目したルポルタージュ、放火車両数等を示す図表等を交えた詳細なものになってゆく (*Libération*も「暴動」に紙面を大きく割いている)。政府のこれまでの対応も検討の対象とされる。例えば、*Le Monde*の、地方の首

長の声を報じる11月3日付の紙面では、政府の都市政策こそが批判されているとして、(若者雇用の廃止、地区の住民支援団体への助成金の削減、近隣警察の消滅)を挙げている。*Le Monde*と比べ、*Figaro*は写真や図表を多用している。放火され炎上した車両の残骸や破壊された建築物、活動する治安部隊、不安に怯える住民たちの姿などが紙面を埋め、憎むべき恐ろしい「暴動」のイメージが際立つ仕掛けになっている。暴動の終盤には、メディアの報道の仕方にも反省が見られることを11月13・14日付の*Le Monde*が伝えている¹⁰。暴動と「郊外」「移民」の結びつきに関しても、両紙の論調は相当に異なる。11月6・7日付の*Le Monde*の論説は、〈人権の祖国と寛大な社会システムの聖域を自任する国が、若いフランス人に相応しい生活条件を保障することができないこと〉こそが問題であるとし、郊外の問題解決のための多くの努力(都市計画や統合、教育、雇用等)を錯綜させ放置してきた政府の責任を問うている。これに対して、11月4日付の*Figaro*の論説は、今回の暴動の原因を(統制されない移民政策)に求め、〈15年後、今日の到着者の子どもたちが「地区」に火を放つ〉ことを阻止するために入国規制を実施するよう主張する。

他方、外国の新聞は今回の暴動をどのように伝えただろうか。

隣国イギリスの日刊紙*Times*は、10月31日の紙面で、大々的に2人の少年の死を取り上げ、暴動への発展の経緯を詳細に報道し始める。以後連日のように、1面程度を使って、炎上する車の消火活動や廃車の山の大型写真を掲載し、暴動の展開を詳細に取り上げた。11月7日には、「color-blind政策がイスラム系ラディカリズムを助長した」という論説を掲載し、アメリカ・イギリスの多文化主義的モデルよりも優位であると自負してきたフランス独自の統合モデルが機能しないことを指摘した。さらにサルコジのプロフィールも詳しく紹介される。暴動の期間中、その地域的拡大や被害状況の変化など詳細な情報を掲載し、この事件の扱いは極めて大きいものであった。アメリカの日刊紙*New York Times*にお

いても、この事件に関する報道の頻度が高く、扱ひも大きい。11月6日には、その論説において、ドイツ・メディアの「フランスが数十年にわたって自負してきた共和主義的統合モデルが燃えている」を取り上げながら、民族的・宗教的相違を無視して、国家的アイデンティティを特に強調してきたにもかかわらず、人種差別の存在と郊外における移民の孤立が見られることを指摘した。後日、ヨーロッパ各国での移民の状況を参照しながら、フランスの暴動が他の諸国に連鎖・拡大する可能性はほとんどないと分析している。またフランスにおける移民人口、失業率、郊外の若者の困窮などについて、詳細な解説が見られた。

2. 郊外と若者の暴力

以上、2005年10月27日から3週間に及ぶフランスの都市暴動の展開を概観した。このような若者の暴力や暴動は、フランス社会において新しいものではなく、1980年代以降、繰り返し起こっている現象であり、そうした事件の延長線上に今回の暴動があると見てよい。したがって、まず簡単に、若者の都市暴力について過去25年間の動きを振り返ることとする。

(1) 郊外化する暴力

現在フランス社会の危機の象徴の1つとして若者の都市暴力が登場する契機となったのは、1981年にリヨン近郊のLes Minguettesで起こった騒乱である。若者が盗難車で「ロデオ」を練り広げた後に車に放火するニュースがテレビで報じられた。この事件を契機に、「郊外の病理」という見方が社会に定着し、その問題が政治化するようになる。この事件を経て、様々な都市政策が問題多き地区に大々的に介入するが、1990年には都市政策によって大規模な投資を受けていたVaulx-en-Velin (Les Minguettesの近く) で一連の暴動が発生する。警察に嫌疑をかけられた

若者の死を出発点としたこの暴動は、80年代の取り組みの限界を見せつけるとともに、郊外の若者と治安部隊との深刻な対立関係のシンボルとなった。郊外における若者暴力は、彼ら自身が加害者・被害者の双方になる暴力が大きな要素を占める一方で、90年代以降、その矛先は、彼ら自身や治安機関に加えて消防士や郵便配達人、教育者など公的なサービスに従事する人々＝権威ある人々に対しても向けられる傾向が見られる。

2005年10月の若者暴動に関しては、事件発生キーワードとして、荒廃した郊外と、集中する移民家族、問題多き若者の存在が、一般的に認識されている。事実、1980年代以降の都市暴動を通じてクローズアップされた郊外都市の多くは、住宅の荒廃や移民家族の集中、ゆがんだ年齢構造（10歳代人口の多さ）、失業率や「単親」世帯（特に女性家長）率、福祉受給率の高さなどを共通項としている。

現在のフランスの「郊外」の形成は、1950年代に遡る。大規模公営団地は、戦後の都市中心部の過密と、産業の発展による労働力需要の拡大＝移民の大量受け入れ¹¹によって、都市中心部に人口が押し寄せることを軽減するために、大都市周辺の郊外に大量かつ安価に70年代まで建設された。そうした大団地は、その画一性と非人間的な規模から「集合キャンプ」や「うさぎ小屋」などと酷評されるもので、決して住みやすいものではなかった。当初フランス人労働者の居住を中心とした団地は、1970年代に入りオイルショックと産業危機によって雇用状況が悪化するにつれて居住者層が変化する。一方では失業と生活の不安定さに見舞われた労働者世帯の入居が増加し、他方でより快適な居住空間を求める世帯が団地から脱出することで、最も貧しい世帯が集中し、結果として、移民出身家族、中でも北アフリカ系の人々の多くを抱えることになる。

1970年代以降の産業構造再編に伴い、労働市場においては、低いスキルや資格しか持たない者が締め出されることになる。当時、フランス到着時に労働スキルをほとんど持っていなかった北アフリカ系の人々は

真っ先に解雇の対象となり、その失業率はフランス人労働者の2倍となった¹⁹。失業時代の到来とともに始まった、「緩衝装置」[Mucchielli 2001: 97]としての移民世帯の機能は現在に及ぶ。郊外の低家賃公共住宅は移民出身者の避難所と化し、80年代・90年代にさらにその空間的凝離が進行した。

現在、郊外における社会問題の空間的・社会的凝離の状況は、劇的に深刻化する。「父親1人に対して3～4人の母親、20人余りの子どもたちの家族は、仕事に行かずに5万フランの社会保障を受け取る」というイメージは、1991年にシラク大統領がパリ市長時代に行った演説に登場する郊外の移民世帯像である [Freedman 2004: 7]。このひどく人種主義的なステレオタイプの発言は問題であるが、郊外の団地にはこうしたイメージを抱かせるような諸問題が蓄積している。パリやリヨン、マルセイユなどの大都市周辺の大規模公営団地に居住する北アフリカ系移民とその子どもの失業率は約30%で、高い地域では50%に達し [Smith 2004]、生活条件の継続的な悪化に苛まれる世帯が集中する。さらに、狭く荒廃した団地空間に、人口分布上不釣り合いに集中する25歳未満の若者の間には、暴力や非行、学校教育からのドロップアウト、失業、薬物など深刻な問題が顕著にみられる。

(2) 差別と暴力

多くの研究が示すように、現代フランス社会において貧しい移民労働者家族の子どもが、教育機会などを通じて上昇的社会移動を果たす可能性は低い。かつて移民が完全雇用社会の中で賃金労働を通じて社会に内包されてきたが、現在そのシステムから切り離された若者は、構造的に不安定化せざるを得ない状況にあるといつてよい。もちろん後述するように、郊外の問題の改善に向けて、多くの社会的機関が介入したことは事実であるが、警察と若者の相互不信と反目、少年の更生に関わる

スタッフの不足や予算の削減、学校内暴力など多くの問題を抱え、うまく機能しないケースも多い。さらにソーシャルワーカーその他の行政関係者は、当該地域の居住者ではなく、夜間は不在であり、それが公権力から見放されたという住民の感情や、人けのなくなった社会的空間において若者のプレゼンスが過剰だという印象を生じさせる [Esterle-Hedibel 2002]。

こうして郊外は、全体社会の困窮の縮図としてメディアを通じて「恐怖の都市」「パリのゴミ箱」「鶏小屋」「ガレール」「ゲッター」等々と称されてきた。しかし、「ゲッター化」という表現は必ずしも適切ではない。イメージとは違って、フランスのこれらの地域の多くは、アメリカのインナーシティと異なり、マイノリティ人口が大多数を占めることはなく、非白人の単一エスニック集団のコミュニティも存在しない。同様に、犯罪の危険性についても、重大犯罪の発生率はパリに比べて低い上に、大多数の都市地域で暴動の萌芽となるようなdisordersなどは生じていない。郊外が一様に危険であるという単純化は、明らかに誤りである。しかし、郊外の若者の問題はますます「移民と非安全 (insécurité)」という形で政治的議論の中心になりつつある¹³。郊外の危機的状況が、この問題に関する国民の関心を高めると同時に、社会に広がる「外国人嫌い」や「人種主義」の源となっている。とりわけ、イスラム・スカーフ事件やイスラム原理主義者によるテロ活動などを契機として、アフリカ系移民出身者を国家への脅威とみなすイメージは拡大している¹⁴。

郊外の公共住宅団地に対する社会的スティグマは、非常に強力で持続性をもつ。それは居住者に、自分たちが格下げ地域に追いやられているという社会的屈辱感や排除、孤立の感覚をもたらすと同時に、こうしたスティグマが人生の様々な機会——就職や個人的接触など——に不利に影響することを自覚させる¹⁵。その自覚は、生活の味気なさや将来性のない閉塞感をいっそう強めさせる危険性を孕んでいる。

このような社会的スティグマへの着目は、若者の暴動の原因や社会的意味を理解する上で、重要な手がかりの1つである [Maillard 2003]。若者は日常的に経験する人種差別と地域差別(「誇示される共和主義的な諸原理と拒否・差別の日常的な事実との乖離」 [Maillard 2003:119])によって社会内部で排除されており、暴力はそれに対する抵抗と解釈することが可能だからである。しかしこの解釈だけでは、同一地域内で同じ境遇にある若者間の暴力の偏在を説明することができない上に、若者暴力を若者の行為の論理と制度的介入との循環的な性質の関係として捉える視点が欠けてしまう。したがって第2の立場、すなわち若者暴力の原因として社会的諸機関の機能不全に由来する制度的原因に着目し、若者と諸機関との闘争的な相互作用の中で暴力が生産されるとする見方が不可欠となる¹⁶。この立場から過去の暴動を分析した結果によると、1990～95年に起こった24件の暴動のうち14件が、若者が警察官によって殺された後に起こり、別の3件が刑務所での若者の死や不公平な判決を受けて生じた [Wieviorka et al. 1999:31]。このような見方は、若者固有の暴力の側面を見落とす危険や暴力行為を政治的要求の表徴と捉え理想化する危険を孕むものの、若者暴動の展開過程を実証的に解明していく上で、きわめて重要であると思われる。

3. セキュリティの政策とその展開過程

フランスにおいて、秩序維持を中核とする公的安全 (sécurité publique) という、法学的アプローチに固有の伝統的概念とは区別される、社会学・政治学・心理学等をも加えた、より広い考察枠組みに繋留される〈セキュリティ〉 (sécurité) の概念が政治的議論に登場するようになるのは、1970年代半ばのことである [Gleizal et Froment 2002:7]。その時期、身体的・財産的な安全の悪化、非安全のテーマが問題となり始めるが、伝統的に右翼の信奉する価値であった安全に対する左翼の向き

合い方は、なお消極的であった。左翼は非安全を1個のイデオロギーと断罪するのである。しかし、この状況は1970年代後半以降、徐々に変化を見せ始める。

(1) 犯罪の〈社会的予防〉の伝統

1981年のミッテラン (Mitterand) 左翼政権の誕生は、セキュリティの問題への左翼の本格的な取り組みを促し、ボンヌメゾン (Bonnemaison) 報告 (1982年) に代表される、「予防的」アプローチの伝統を創出するに至る。この報告書は、1981年夏にフランスの多くの都市 (特にリヨン) で起こった騒乱状態に対応し、社会党政権によって設けられた全国委員会の議論の産物である。その特徴は、犯罪予防への「社会的」アプローチを掲げる点にある。統合と連帯の戦略の必要性を強調し、不利な状況に置かれた地域、特に「郊外」の再統合に力点を置くものであった [Crawford 2002:217]。

ボンヌメゾン報告の提案に則り、犯罪予防のための組織として、全国・県・市町村レベルで犯罪予防評議会が設けられる。この構造の中心に位置づけられるのが市町村犯罪予防評議会 (conseils communaux de prévention de la délinquance) である。犯罪予防のすべての側面で国家のパートナーの地位を認められる市町村長は、直接または間接に犯罪対策に関与するすべての人々の連携を図る責任を委ねられる。尤も、この試みは、自治体の首長に、日常の警察活動に関するより広汎な権限を付与するものではない。それは国家・国家警察の任務のままである [Le Goff 2005:423]。警察や憲兵隊、既存の法システムの優位性が、公共の秩序の再定義や戦略的マネジメントの変化を阻害する要因となり、ボンヌメゾン報告の野心的な改革思想に蹉跌をもたらす [Baillieu 1998:98]。1980年代末には、犯罪予防の政策は、その不十分さも手伝って、いっそう全般的な都市政策に次第に統合される [Gleizal et Froment 2002:17]。

(2) 都市政策の中の犯罪予防

都市政策は、ロカール (Rocard) 政府の下、1988年に各省間都市庁 (DIV) の設置によって具体化された。DIVは、「契約」のテクニックと優先的な地域的介入 (教育優先地域 [ZEP] 等)、そして財政誘導 (契約締結による活動への国家助成) をその活動原則とする。尤も、契約化の上昇は、新しい困難をもたらすことになった。すなわち、対象地域の拡大は必然的に契約下の地域に大きな多様性を生ぜしめたのである [Roché 1999:394-396]。また、地域的な優先介入策は、シテとそれ以外の社会的部分との溝をより深く穿つ結果をもたらし、政策が展開される地域とその住民にいつそうスティグマを与えることになった [Gleizal et Froment 2002:42]。さらに、都市政策の限界を見せつけたのが、1990年のリヨン郊外Vaulx-en-Velinでの暴動であった。包括的・横断的アプローチに適應しない行政のセクト主義の弊害や、都市政策での予算の統制権を手放したことによる諸省庁の関心の喪失、国家レベルで権限を喪失した諸省庁による地方レベルでの権限奪還の動きが見られた [Body-Gendrot 2000:76]。

1994年から見られる都市政策の新しい方向性は、社会政策を通じた犯罪予防に代えて、より経済的な側面 (経済成長と雇用創出) で犯罪予防を考慮するものであるが、1997年に左翼の連合政権が誕生することにより、都市政策は一旦停止される。その後、連帯・雇用相のマルティーン・オブリ (Martine Aubry) のイニシアチブにより、貧困地区向けの政策として若者の雇用創出 (「若者雇用計画」) への取り組みが行われた。しかし、それはもはや都市政策の枠組みには入っていない [Roché 1999:397-399]。

(3) 1997年の転換～左翼の政府とセキュリティ

1997年10月にVillepinteのコロクで社会党が示した、セキュリティに

関する立場の変更は顕著であった。非安全との闘争が、失業に続く政府の第2の優先事項と位置づけられる。ジョスパン (Jospin) 首相は、〈個人の責任が社会学的な言い訳に優先しなければならない〉とまで述べる。社会党によるセキュリティ政策の重視は、世論におけるセキュリティの欲求の強さを考慮したものである。非行・犯罪の放任との右翼の批判をかわし、逆に、右翼・極右に流れていた市民層の票を獲得する狙いがあった [Rey 2002:29-30]。

犯罪予防政策として、ジョスパン内閣は、1997年10月28日の本省通達により「地域安全契約」(contrat local de sécurité : CLS) の仕組みを設ける¹⁷。この通達は、セキュリティが、国家警察や国家憲兵隊の専有物ではなく、地域のセキュリティに寄与しうるすべての人々との積極的・恒久的なパートナーシップを組織することが重要である、とする。政府は、警察に対し、住民に接近しつつパートナーシップの下に行動する任務を割り当てるが、しかし、むしろCLSは、「予防」よりは「抑圧」を担当する国家諸制度の地位を強化するという特性を有している [Roché 1999:402]。

また、ジョスパン政府は、地域に基礎を置いた警察活動としての「近隣警察」(police de proximité) の促進を企図する。特に、1999年の国内治安評議会で、政府は、近隣警察の実践を発展させることを決定する。2段階の部分的施行の実験を経て、2002年末までに、すべての県でこの警察組織を一般化する、という目標が示された。「近隣警察は、現場での警察官のプレゼンスの単なる強化を超えて、国家警察の広汎な改革を示すものである」[Gleizal et Froment 2002:73]。しかし、近隣警察は数多くの困難に直面する。例えば、警察内部での抵抗や懐疑、現場でのプレゼンスを増すことに伴う大量の人員の確保、警察と憲兵隊の再編成、予算の顕著な増加などが挙げられる [Gleizal et Froment 2002:74-75]。

(4) 2002年の政権交代と治安優先の政治

既に2001年の市町村議会議員選挙がそうであったように、2002年の大統領選挙でもセキュリティが大きな争点となる¹⁸。「無処罰ゼロ」を掲げ、治安対策を選挙戦の中心的争点に位置づけることにより、ジョスパンと社会党の治安対策の不十分さを攻撃する戦術に出た現職のシラクが再選を果たす¹⁹。シラクはすぐに、後任の首相にラファラン (Raffarin) を指名し、ラファラン内閣の下でサルコジが内務・国内治安・地方自由相に任命された。サルコジは、シラク大統領の選挙公約でも優先課題とされた国内治安対策に積極的な姿勢を示す。第3次コアピタシオン (保革共存) 解消後の右翼政権の下、国内の治安対策立法として、2002年8月29日の「国内治安のための指針および計画に関する法律」が、さらに2003年3月18日の「国内治安のための法律」が制定された²⁰。いずれも国内治安の維持に向けた政府の並々ならぬ意欲を明らかにするものであるが、特に後者は憲法上も疑念の残る内容を含んでおり、憲法院の合憲判断 (Déc. n° 2003-467 DC du 13 mars 2003) にもかかわらず、その〈治安至上主義的〉ニュアンスを懸念すべきもののように見える²¹。

尤も、セキュリティに関する右翼政権の取り組みは、ジョスパン社会党政権のそれと根本的に断絶しているわけではない²²。警察について言えば、今回の暴動でクローズアップされた、近隣警察の弱体化 (周辺化) と、しばしば郊外地区への介入にCRSを投入するという抑圧的な警察活動の前面化は、2002年の政権交代と無関係ではないことが推測される。ただ、この点については、警察の内部で抱懐される警察活動の理想が、専ら尋問を任務とする「犯罪対策隊」(Brigades Anti Criminalité) の作用であり、犯罪の予防よりも抑圧・鎮圧の活動を重視することにあるという点 [Maillard 2003] も見なければならぬ。また、警察官が専ら「顔つき」に基づいて身分証明書検査 (contrôle d'identité) を繰り返すなどの不当な人種差別的ポッシングが、しばしば移民族出身の若者の

フランスにおける暴動——都市暴力・若者・セキュリティ政策——今野・高橋
暴力を招き寄せるという事実も、既によく知られていることである²³。

4. おわりに

今回のフランス暴動は、多様な角度からの考察の対象となり始めているが、その本格的な分析の展開はこれからである。本稿も、今回の事件の特殊な意味づけを十分に分析するものではないが、本稿の意図はあくまで、フランスにおける過去の「暴動」や「都市暴力」、セキュリティ政策をめぐる議論の航跡をたどり、その枠組みを確認することにあった。今回の事件を包括的に分析するための予備作業と言ってよい。それゆえ、過去の暴動との比較における今回の暴動の位置づけや、2002年以後の右翼政権下でのセキュリティ政策の特質などは、今後改めて検討することにした²⁴。

注

- ¹ 「暴動」の人的・物的損害を分析する記事が、[*Le Monde* 2/12/2005] に掲載されている。
- ² パリ警視庁の中央情報部 (direction centrale des renseignements généraux : DCRG) の集計では、2005年1月から今回の騒乱が始まるまでに、フランスでは2万8,000台以上の車が放火されていた [*Le Monde* 4/11/2005]。
- ³ [Souleuz 1999 : 8] は、この地区を特徴づける要素として、失業率の全国平均を1.5倍から2倍上回っていること、25歳未満の若者の数が地区の人口の40~50%を占めること、および、専門的資格の水準が脆弱であること (50%の住民が証書なしに学校を退出していること) を挙げている。
- ⁴ 日刊紙の記述 (特に事件発生直後) には混乱が見られ、必ずしもこれらの少年の年齢や出身は明らかにされていないように思われる。この点につき、コリン・コバヤシ [2006a : 21] によれば、感電死したのは、チュニジア系の17歳の少年とマリ系の15歳の少年で、重傷を負った残る1人はクルド系の17歳少年である。
- ⁵ この点につき、コリン・コバヤシ [2006a] [2006b] は、少年たちはサッカー帰り、通りがかりの工事現場に入り込んだだけであり、変電所に逃げ込んだ少年たちが「盗みを働いていた」とか「警察は彼らを追跡しなかった」という当局の説明は事実と反する、と言う。

- ⁶ [Le Monde 3/11/2005] は、内相の言動への「憎しみ」が暴力の原動力であるとする、郊外の若者の言葉を紹介している。
- ⁷ このほかに、首相は、郊外で活動する支援団体への補助金の「復活」や、学業支援のための予算措置、職業訓練の開始可能年齢を16歳（義務教育の最終年齢）から14歳に引き下げる措置などを打ち出した。[Figaro 8/11/2005, Le Monde 8/11/2005]
- ⁸ 県知事がアレテにより定める場所・時間の通行を禁止する権限を有することや、日中・夜間を問わず自宅捜索を行うことが可能になることなど。
- ⁹ この内相の発言を伝える [Figaro 10/11/2005] によれば、10月27日以来、不審尋問された暴徒1,800人のうち、成人の外国人は120人ほどで、その大多数が正規の滞在資格を有しているという。なお、内相の措置は、政党や人権団体等から（二重処罰）であるとする多くの批判を浴びた。SOSラシズムがコンセイユ・デタにレフェレ（急速審理）を申請していたが、12日、コンセイユ・デタはこれを棄却する決定を行った [Le Monde 15/11/2005]。
- ¹⁰ テレビの「フランス3」が地区間の競争を煽ることを避けるため放火車両の台数を報じないよう決めたことなどが取り上げられている。
- ¹¹ [Freedman 2004] によれば、戦後のフランスへの移民には3つの波がある。第1の波は、第2次大戦終了後から70年代初頭までで、急速な産業の拡大により労働力不足に直面し、植民地（特にアルジェリア）からの移民を大量に受け入れるようになった時期である。1960年代中ごろまでは、政府は労働力確保と賃金圧力の緩衝として、不法移民や非正規労働を容認した。1970年代に、国内での失業問題が顕在化すると、移民に対する反感が高まり、1974年に労働移住の門戸を閉じた。第2の波は、こうして労働移住の停止後もフランスにとどまった移民の配偶者や扶養家族の「再結集」による移民人口の増加である。続く第3の波は、1980年代・1990年代の合法・非合法の難民や不法移民の波である。
- ¹² 1975年以前にフランスに到着し、かつ到着時に15歳以上であった北アフリカ系移民の83%は、労働スキルを持たない労働者であった [Smith 2004]。北アフリカ系移民の失業率の問題については、[Mucchielli 2001:97] を参照。
- ¹³ アンチ移民を選挙公約の中心に掲げる国民戦線（Front national）の動向に注目すれば、1970年代、国政選挙の獲得投票率が2%に満たなかったその政党は、80年代中ごろから現在に至るまでの多くの選挙で10%以上の獲得を果たしている [Freedman 2004:41]。また2002年の大統領選挙の第1回投票で、国民戦線のルベン候補が社会党のジョスパン候補を破り台頭したことは記憶に新しい。移民と非安全の問題が右派・左派の境界線をなくして重要な論点になっているのは間違いない [Freedman 2004]。
- ¹⁴ 2003年、サルコジは、「移民の制御およびフランスにおける外国人の滞在に関す

る法律」において、不法移民に対しては断固たる取締りを、他方で合法的に居住する移民にはフォーマルな「統合」を促進することを目指した。そこにはフランス社会への統合の積極的意思表示を行い「共和制の基本的価値の尊重」を約束する者とのみ契約を結び、10年の正規滞在許可を発行する等の新たな条件が加わっている。「コミュニティアニズム」や「多文化主義」の拒絶を意味するものである。

- 15 [Wacquant 1996]。Wacquantによれば、居住者による社会的スティグマの自覚とその影響は、アメリカの荒廃地区にも同様に観察されたという。
- 16 Maillardは、第3の立場として、暴動の当事者である若者を、郊外の犯罪的雰囲気の中で社会化される存在であり、法を否定し、如何なる教育も享受しない、新たな野蛮人とみなす警察内部の見方についても言及している。
- 17 CLSについては、[Gleizal et Froment 2002:64 et s.] , [Roché 1999:404-405], [Soullez 1999:36-37] を参照。
- 18 この点については、[上野 2002] を参照。
- 19 決選投票では、同様に強硬な治安対策を打ち出していた国民戦線のルベンとの対決となったが、シラクは、極右の進出を警戒する世論の圧倒的な支持を受けた。
- 20 これらの国内治安立法の日本語による紹介として、[門 2004] がある。
- 21 2003年国内治安法を含め、フランスのセキュリティの法政策に関しては、別稿で詳しい分析を行う予定である。
- 22 「近接性」や「パートナーシップ」という政策軸は基本的に維持される [Garcin 2005:94]。「契約」の手法も同様である [Roché 2004:48]。
- 23 この点については、[Esterle-Hedibel 2002] [Body-Gendrot et Wihtol de Wenden 2003] を参照。
- 24 今回の暴動への対応策の一環として、政府による「機会平等法案」(Projet de loi pour l'égalité des chances) が1月11日に国民議会に提出された。元老院が3月9日に最終的に採択した法文は憲法院に付託され、憲法院は3月30日の判決で、法文の一部を違憲と判断した (Déc. n° 2006-535 DC du 30 mars 2006)。また、3月29日には、政府により「移民および統合に関する法案」(Projet de loi relatif à l'immigration et à l'intégration) が国民議会に提出された。これらの法律(法案)の検討についても他日を期したい。

引用・参考文献

- Bailleau, F. (1998) 'A crisis of youth or of juridical response?', in Ruggiero, V., South, N. and Taylor, I. (eds.) *The New European Criminology*, Routledge.
- Body-Gendrot, S. (2000) *The Social Control of Cities?*, Polity Press.
- Body-Gendrot, S. et Wihtol de Wenden, C. (2003) *Police et discriminations raciales*,

- Les Editions de l'Atelier.
- Crawford, A. (2002) 'The growth of crime prevention in France as contrasted with the English experience', in Hughes, G. et al. (eds.) *Crime Prevention and Community Safety : New Direction*, Sage.
- Derderian, R.L. (2004) *North Africans in Contemporary France*, Palgrave Macmillan.
- Dubois-Maury, J. et Chaline, C. (2002) *Les risques urbains*, Armand Colin.
- Esterle-Hedibel, M. (2002) 'Jeunes des cités, police et désordres urbains', in Mucchielli, L. et Robert, P.(dir.) *Crime et sécurité, l'état des savoirs*, La Découverte.
- Freedman, J. (2004) *Immigration and Insecurity in France*, Ashgate.
- Garcin, P. (2005) *Sécurité, insécurité*, Armand Colin.
- Gleizal, J.-P. et Froment, J.-C. (2002) *Les politiques locales de sécurité*, La Lettre du Cadre Territorial.
- Le Goff, T. (2005) 'L'insécurité "saisie" par les maires', *Revue française de science politique*, 55 (3) : 415-444.
- Liège, M.-P. de (1991) 'Social developments and the prevention of crime in France', in Heidensohn, F. and Farrel, M.(eds.) *Crime in Europe*, Routledge, 121-32.
- Maillard, J. de (2003) 'Les politiques de la ville : lien social, insertion, urbanisme', in Roché, S.(dir.) *En quête de sécurité*, Armand Colin.
- Mucchielli, L. (2001) *Violences et insécurité, fantasmes et réalités dans le débat français*, La Découverte.
- Pitts, J. (1997) 'Youth crime, social change and crime control in Britain and France in the 1980s and 1990s', in Jones, H. (ed.) *Towards a Classless Society*, Routledge.
- Rey, H. (2002) 'La sécurité dans le débat politique' in Mucchielli, L. et Robert, P.(dir.) *Crime et sécurité, l'état des savoirs*, La Découverte
- Roché, S. (1994) *Insécurité et libertés*, Seuil.
- Roché, S. (1999) 'Prévention et répression en France : transformations de l'action publique dans les villes (1975-1999)', *Revue internationale de criminologie et de police technique et scientifique*, 52 : 387-413.
- Roché, S. (2004) 'Vers la démonopolisation des fonctions régaliennes', *Revue française de science politique*, 54 (1) : 43-70.
- Smith, T.B. (2004) *France in Crisis*, Cambridge University Press.
- Soullez, C. (1999) *Les violences urbaines*, Milan.
- Wacquant, L. (1996) 'The comparative structure and experience of urban exclusion', in MacFate, K., Lawson, R. and Wilson, W.J. (eds.) *Poverty, Inequality and the Future of Social Policy*, Russell Sage Foundation.

- Wieviorka, M. et al. (1999) *Violence en France*, Seuil.
- 上野芳久 (2002) 「フランスの大統領選挙・総選挙と少年犯罪対策」『比較法制研究 (国土館大学)』第25号, pp.93-122.
- 門 彬 (2004) 「『国内治安のための法律』: 犯罪者のDNA情報蓄積から国旗・国歌侮辱罪まで」, 『外国の立法』第214号, pp.109-118.
- 現代思想 (2006) 『総特集 フランス暴動—階級社会の行方』青土社.
- コリン・コバヤシ (2006a) 「フランス郊外叛乱の震源」『世界』2006年1月号, pp.20-24.
- コリン・コバヤシ (2006b) 「フランス郊外—叛乱の現実と呼び起こされた記憶」『現代思想』2006年2月臨時増刊号 (『総特集 フランス暴動—階級社会の行方』), pp.80-91.
- 今野健一・高橋早苗 (2003) 「犯罪のリスクと個人のセキュリティ——イギリスとフランスを中心に」『山形大学法政論叢』第28号, pp.69-88.
- 高橋早苗・今野健一 (2003) 「リスク社会における個人のセキュリティに関する研究・序説」『仙台白百合女子大学紀要』第7号, pp.91-98.
- 谷口清作 (2002) 「フランスの治安悪化と警察改革」『捜査研究』第608号, pp.42-47.